

厚生労働省北海道労働局発表  
令和4年11月2日

担当  
厚生労働省 北海道労働局労働基準部監督課  
課長 上田 敦郎  
主任監察監督官 近藤 英孝  
電話 011-709-2311 (内線 3541)

報道関係者各位

## 監督指導による賃金不払残業の是正結果（令和3年度）

～69企業に対し、合計2億7,016万円の支払を指導～

北海道労働局（局長 ともふじ 友藤 としあき 智朗）は、管下17労働基準監督署・支署が監督指導を行った結果、令和3年度（令和3年4月から令和4年3月）に、不払となっていた割増賃金が支払われたもののうち、支払額が1企業で100万円以上である事案を取りまとめましたので公表します。

### 令和3年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果のポイント（詳細 別紙）

1 是正企業数 69企業 （前年度比 9企業の増）

うち1,000万円以上の割増賃金を支払ったのは、7企業（前年度比4企業の増）

2 対象労働者数 1,496人 （同 208人の増）

3 支払われた割増賃金合計額 2億7,016万円（同 4,695万円の減）

4 支払われた割増賃金の平均額 1企業当たり392万円  
労働者1人当たり18万円

#### 5 賃金不払残業の解消のための取組事例

監督指導の対象となった企業においては、賃金不払残業の解消のために様々な取組が行われています。（別紙 3 賃金不払残業の解消のための取組事例 参照）

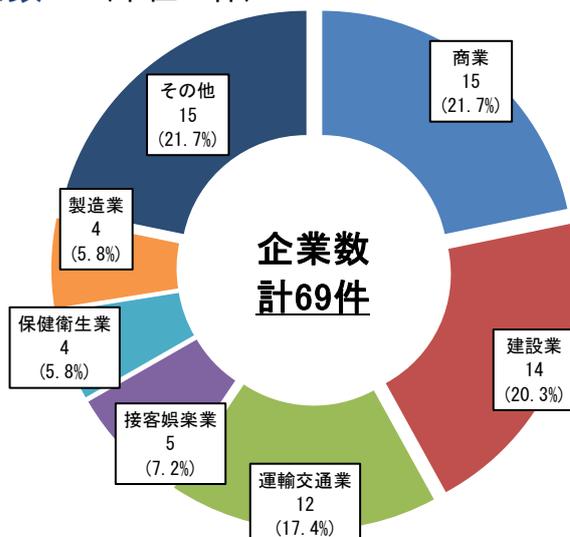
#### 6 今後の取組

北海道労働局では引き続き、賃金不払残業の解消に向け、監督指導を徹底していきます。

## 1 100万円以上の割増賃金の遡及支払状況（令和3年度分）

## ① 業種別の企業数（単位：件）

1企業当たりの支払われた割増賃金額の平均額  
▼  
**392万円**

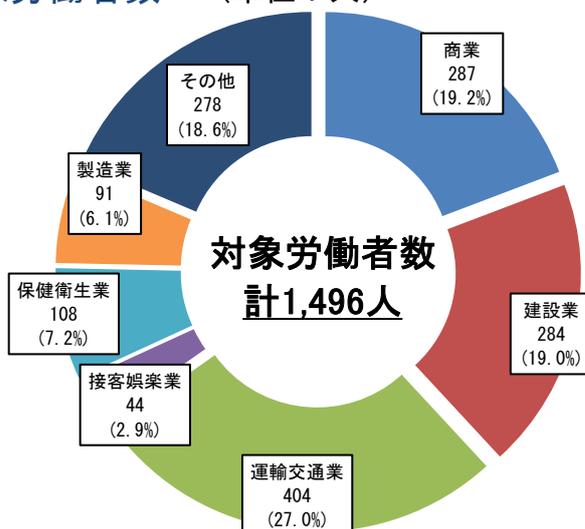


(※) その他の内訳

その他の事業	10	(14.5%)
教育・研究	2	(2.9%)
清掃・と畜業	2	(2.9%)
金融・広告業	1	(1.4%)

## ② 業種別の対象労働者数（単位：人）

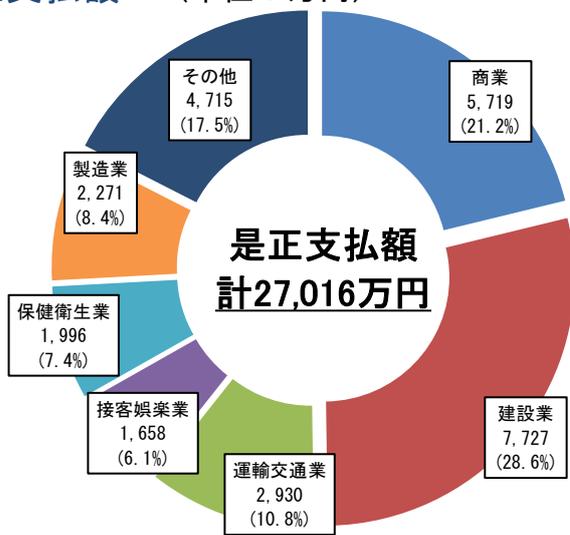
労働者1人当たりの支払われた割増賃金額の平均額  
▼  
**18万円**



(※) その他の内訳

その他の事業	228	(15.2%)
教育・研究	22	(1.5%)
清掃・と畜業	27	(1.8%)
金融・広告業	1	(0.1%)

## ③ 業種別の是正支払額（単位：万円）

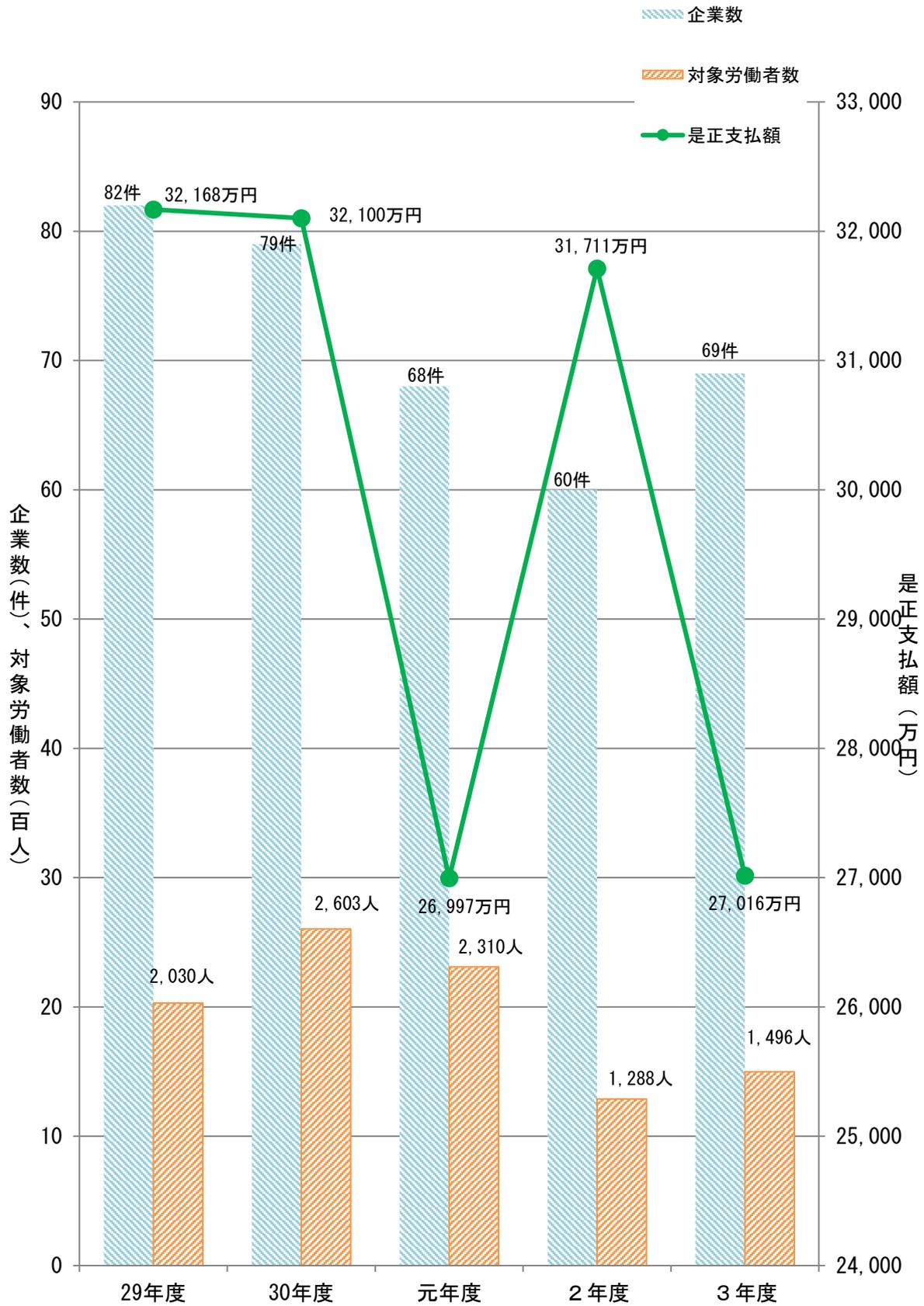


(※) その他の内訳

その他の事業	3,669	(13.6%)
教育・研究	602	(2.2%)
清掃・と畜業	244	(0.9%)
金融・広告業	200	(0.7%)

(注) 対象事業は、北海道内の労働基準監督署・支署が定期監督及び申告に基づく監督を実施し、割増賃金の不払に係る指導を行った結果、令和3年4月から令和4年3月までの間に、1企業で合計100万円以上の割増賃金の支払がなされたもの。なお、グラフのパーセンテージは、端数処理の関係で100%にならないことがあります。

## 2 100万円以上の割増賃金の遡及支払状況（過去5年分）



### 3 賃金不払残業の解消のための取組事例

#### 事例 1（業種：その他の卸売業）

##### 賃金不払残業の状況【キーワード：労働時間記録との乖離、残業時間上限の不適正な設定】

- ◆ 「残業時間の上限が定められ、これを超える残業代が支払われない」との情報に基づき、労基署が立入調査を実施。
- ◆ 労働時間は、PCシステムに入力する出退勤記録及び残業申請書で管理されていたが、出退勤記録と残業申請書との間に大きな乖離が確認された。
- ◆ 労働者からの聴き取り調査において「残業申請に上限が設定されており、一定時間を超える申請は出せない」旨の企業全体として残業時間を過少申告する風潮が認められたため、実態調査を行うよう指導した。

##### 企業が実施した解消策

- ◆ 出退勤記録、労働者へのヒアリングを基に実態調査を行い、不払となっていた割増賃金を支払った。
- ◆ 残業の上限時間を一定時間までとする残業申請制度を廃止し、実態の残業時間に基づき残業申請を行うよう徹底させた。
- ◆ また、出退勤記録と自己申告の残業申請書の記録に乖離がないか管理者がチェックすることとし、労働時間管理を厳格に行うこととした。

#### 事例 2（業種：産業廃棄物処理業）

##### 賃金不払残業の状況【キーワード：適正な労働時間の記録の阻害】

- ◆ 「管理職にタイムカードをまとめて打刻されている」との情報に基づき、労基署が立入調査を実施。
- ◆ タイムカードを確認したところ、複数の労働者について打刻時間が1, 2分の範囲内で打刻されている状況が確認された。
- ◆ 事業場に理由を聴取したところ、管理職がまとめてタイムカードを打刻していることを認めたため、不払いとなっている割増賃金の有無について調査を行い、不足が生じている場合には割増賃金を支払うよう指導した。

##### 企業が実施した解消策

- ◆ 労働者からのヒアリングを基に実態調査を行い、不払となっていた割増賃金を支払った。
- ◆ 労働者自身でタイムカードを打刻するよう徹底させ、必要に応じ実態調査を行うこととした。

### 事例3（業種：その他の教育研究業）

#### 賃金不払残業の状況【キーワード：】

- ◆ 「休憩時間が取得できない」との情報に基づき、労基署が立入調査を実施。
- ◆ 出勤簿による押印のみで労働時間が全く把握されていなかった。また、休憩時間中に電話や接客対応をしている実態を認めたが、労働時間として扱っていなかった。
- ◆ 以上状況から、適正な労働時間の管理を行うよう指導し、不足が生じている割増賃金を支払うよう指導した。

#### 企業が実施した解消策

- ◆ 不払となっていた割増賃金を支払い、出勤簿による管理を廃止し、タイムカードを導入して適正に始業・終業時間を記録することにより、適切に割増賃金を支払うこととした。
- ◆ 休憩時間について、休憩当番制を設け、交代で休憩時間が取得できる体制を整備し、休憩時間中に電話や接客対応を行った場合には、労働時間として適正に扱うこととした。